

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(あて先)
一宮市長

申請者 住所
氏名
電話

一宮市耐震シェルター等設置補助金交付申請書

一宮市耐震シェルター等設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。
また、私は同要綱第4条第2号に該当する者であることを誓約します。

記

補助金申請額		円
設置予定装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド	
補助対象建築物	所在地	一宮市
	建築年月日	(明治・大正・昭和) 年 月
	総合判定	
建築物	所有者	住所
	(申請者と異なる場合)	電話
		氏名
設置予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
設置業者	住所 電話 会社名	担当

添付書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第4号によるものに限る）
- (2) 確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは家屋の資産証明書又は建築年月が確認できるもの。
- (3) 所有者が確認できるもの。ただし、(2)の書類をもって所有者が確認できる場合はこれを省略することができる。
- (4) 耐震シェルター等の設置に係る設置業者の記名のある見積書の写し
- (5) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（第2号様式）
- (6) 案内図（都市計画図等）
- (7) 平面図（設置予定場所を明記する）
- (8) 設置予定場所の写真
- (9) 前年度の固定資産税の納税証明書（完納を証するもの）又はこれに代わるもの
- (10) 委任状（代理者によって申請を行う場合）
- (11) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）
一 宮 市 長

私は、（補助対象建築物所在地） _____ の木造住宅に

（耐震シェルター・防災ベッド） を設置することを承諾いたします。

（住宅所有者）

住 所
氏 名
電 話

※耐震シェルター等を設置する住宅の所有者が申請者と異なる場合には、耐震シェルター等の設置について、住宅所有者の承諾が必要となりますので、住宅所有者に第2号様式を記入してもらってください。（自己所有の場合は不要です。）

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)
一宮市長

申請者 住所
氏名

一宮市耐震シェルター等設置補助金変更申請書

年 月 日付 一宮住政指令シ補第 号で補助金の交付決定を受けた、
(耐震シェルター・防災ベッド)設置につきまして、下記のとおり内容を変更したいので、一宮
市耐震シェルター等設置補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

補助金変更申請額	円
①変更前補助対象限度額	円
②変更後補助対象限度額	円
設置予定装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド
変更内容	変更前
	変更後
	変更理由
設置予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）
一宮市長

申請者 住所
氏名

一宮市耐震シェルター等設置中止届

年 月 日付 一宮住政指令シ補第 号で補助金交付決定を受けた（耐震シェルター・防災ベッド）設置を次のとおり中止したいので、一宮市耐震シェルター等設置補助金交付要綱第10条の規定により届出します。

記

1. 中止理由

（あて先）
一宮市長

申請者 住所
氏名

一宮市耐震シェルター等設置完了実績報告書

年 月 日付 一宮住政指令シ補第 号で補助金交付決定を受けた（耐震シェルター・防災ベッド）設置が完了いたしましたので、一宮市耐震シェルター等設置補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
設置完了装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド
補助対象建築物 所在地	一宮市
設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置業者	住所 電話 会社名 担当

添付書類

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 設置完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(あて先)
一宮市長

申請者 住所
氏名

一宮市耐震シェルター等設置補助金交付請求書

一宮市耐震シェルター等設置補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求いたします。

記

請求金額	円			
設置完了装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド			
確定通知書 交付年月日等	年 月 日	一宮住政発シ補確定第	号	
交付確定額	円			
振込先口座	金融機関名	銀行	支店	
		信用金庫	出張所	
	口座番号	農協	預金種別	普通 ・ 当座
		()		
フリガナ				
名義人				

※申請者と口座名義者が異なる場合は、受領行為について委任状が必要になります。